

住民税均等割のみ課税世帯 応援給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 物価高騰に伴う低所得世帯等応援給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、申請手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

明日香村が申請書を受理した日から
3～4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割のみ課税」
の世帯



申請が必要です

（申請期限：令和6年3月29日）

対象となる方に明日香村から申請書が届きます（要返送）

※令和5年12月1日時点で住民登録のある方

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに役場住民課に、返信用封筒にて郵送でご提出ください。

〈添付書類〉

- ①本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の写し
- ②振込口座の通帳の写し

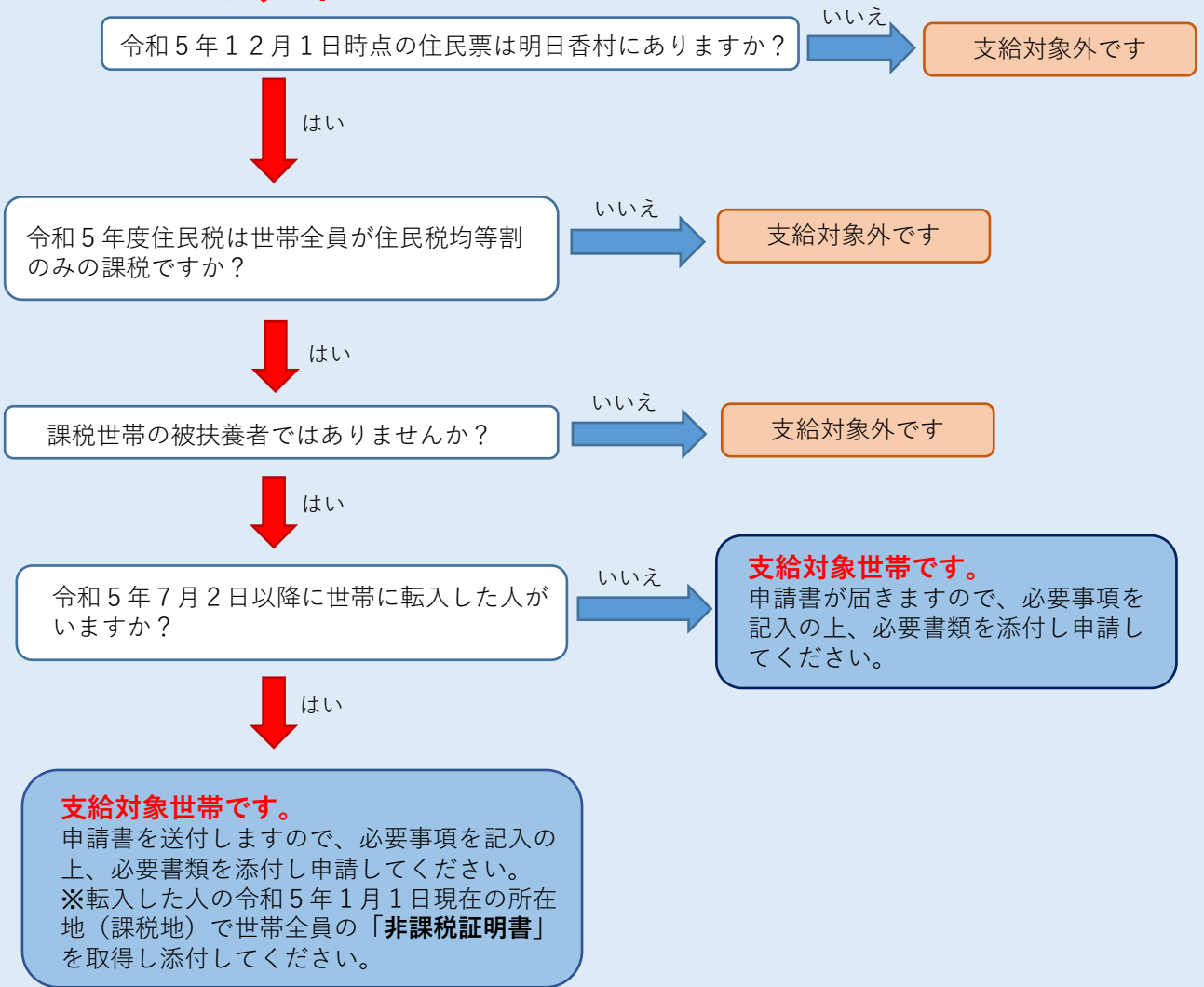


令和5年1月2日以降に転入された方で、住民税均等割のみ課税世帯の方は、令和5年1月1日現在の所在地で、世帯全員の「課税証明書」を取得し添付してください。

お問い合わせ

明日香村役場 住民課 給付金担当
☎0744-54-2282（直通）

スタート



※本給付金の支給対象世帯となる世帯で、申請書等の書類が届かない世帯は、住民課までお問合せください。

☎0744-54-2282（直通）

※本給付金の対象世帯の子育て世帯に対する給付金（5万円）については、別途ご案内いたします！